

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年11月15日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
見附警察署	(略)	見附市 双葉町	見附市のうち名木野町、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、漆山町、下新町、鹿熊町、池之内町、双葉町、緑町、 <u>月見台1丁目</u>	見附警察署	(略)	見附市 月見台 2丁目	見附市のうち名木野町、 <u>明晶町</u> 、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、漆山町、下新町、鹿熊町、池之内町、双葉町、緑町、 <u>月見台1・2丁目</u>
	名木野駐在所				(略)		
太田駐在所	(略)	見附市 神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町、 <u>明晶町</u> 、 <u>月見台2丁目</u>	太田駐在所	(略)	見附市 神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町
	太田駐在所				(略)		
(略)				(略)			

附 則

この規則は、平成25年11月19日から施行する。